

## 第2回 東京都子供・子育て会議

平成26年7月4日（金曜日）

東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

午後 6時01分開会

○次世代育成支援担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第2回東京都子供・子育て会議を開催いたします。

本日は、皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本部会の事務局を務めます福祉保健局少子社会対策部次世代育成支援担当課長の三浦と申します。どうぞよろしく願いいたします。失礼しまして、着席させていただきます。

最初に、お手元の配付資料をご確認いただければと思います。

資料の1枚目に会議次第をつけておりまして、配付資料の一覧を記載しております。

資料1から6までご用意いたしております。

資料5については、5-1から5-3までに分かれております。

その後、このほか、本日の審議事項に関連する資料2点をあわせて配付させていただいております。不足などがございましたら、挙手のほどをお願いいたします。

会場内が大変暑くなっておりますので、もしよろしければ、上着をとっていただくなどしていただければと思います。

続きまして、資料1により、委員のご紹介をさせていただきます。

前回の計画策定・推進部会及び幼保連携型認定こども園部会において委員の変更等をご報告しておりますが、全体会議は今年度初めての開催ですので、改めてご報告いたします。

東京都民間保育園協会の川下勝利副会長が、同協会の斉藤会長に代わり、委員にご就任いただいております。

次に、委員の所属変更ですが、網野武博会長が武蔵野大学客員教授から東京家政大学特任教授に、岸井慶子委員が秋草学園短期大学地域保育学科教授から青山学院女子短期大学子ども学科教授に、佐藤博樹委員が東京大学大学院情報学環教授から同大学社会科学研究所教授に、それぞれ所属が変更になっております。

最後に、特別区から文京区の久住智治男女協働子育て支援部長が、品川区の金子子ども未来事業部長に代わり、専門委員にご就任いただいております。

本日の委員の出欠状況ですが、佐藤委員、福田委員、正木委員は所用によりご欠席でございますが、専門委員を含む委員29名中26名のご出席をいただいております。定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

次に、東京都の出席者でございますが、資料2の事務局名簿と座席表の配付をもって紹

介にかえさせていただきます。

なお、本会議は公開で行い、配付資料や議事録については、後日、都のホームページに掲載しますことを申し添えます。

この後、議事の進行は網野会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○網野会長 皆様、「こんにちは」というより、もう「こんばんは」の時間になりました。多くの委員の皆様方はもう2時間半以上前から議論に参加していただいております、長丁場になりますが、さらには、全体の委員の、また、全体会議で出席されました委員の先生方、どうぞよろしく願いいたします。

第1回が昨年10月25日でした。その後、新しい制度に向けてのいろいろな動きがありましたが、いよいよ、これまでの二つの部会で急ピッチで検討が進んでおります。

これからは、第2回の本会議ということで1時間いただいておりますが、よろしく願いいたします。

それでは、報告事項に入る前に、峯岸委員から意見陳述の申し出がございました。

よろしく願いします。

○峯岸委員 峯岸でございます。先ほどの3時半からの会議で、長い時間入りまして、その後、貴重な時間を頂戴しまして申し訳ございません。

ちょっとどこでお話ししていいのかというタイミングを計っていましたが、事務局とも相談いたしまして、この場でちょっとその分をお話しさせていただければと思いましたが、ちょっとお時間を頂戴したいと思います。手短かに終わります。

今回の子供・子育て会議で、本当に東京都に居住しております子供のために多くの議論が交わされていることにつきまして、まずもって感謝したいと思います。

かつて、東京でも祖父母とかが地域で子育てをするという状況が多く見られましたが、昨今では見られることがないということで、核家族化が顕著に進み、仕事を持つ保護者などのために、いろいろな対策というか、そういうのが必要になっている。待機児童の解消には、いまだ至っていない。本会議に出られている方々が本当に懸命にご尽力されていることと存じております。

その中というか、そこではなくて、もう一つ別のところでの視点というか、その部分もちょっと頭に置いておいていただければありがたいかなと思うのですけれども、大人の都合でということで、本当に東京に人がたくさん集まって、大都市東京とか、東京の特殊事

情ということで本当に出ておりました、東京だからということもあるかと思うのですが、言ってみれば、大人の都合も含めて、東京に人が集まってくるというところで、本当にこういうところで核家族になってしまう、孤立化になってしまうというところもあるのかなと思います。

そこで、東京だからこそ、あえて祖父母に面倒を見ていただくというところの施策ももう一つ盛り込んでいただければいいのかなということをやっと考えております。ちょっとお話をどこかでしたいなと思っておりました。

本当に祖父母の方々をお願いすれば、都の方でも経費節約や待機児童の解消とか、一番は祖父母も喜ぶかなと、そういうところもありまして、一石二鳥でも、三鳥でも、プラスの方がちょっと多いんじゃないかなと考えるところもあります。

もちろん諸事情によりそういう厳しい状況がある方もいらっしゃると思いますので、その場合は行政の保護とか、そういうところで手厚く対応していただけるようにすればいいんじゃないかなと考えるところなんですけれども、都というか、行政の方も二世帯推進とか、実家に帰ろうとか、そういう銘打ったような施策を他方面からいろいろご検討いただければいいかなと思います。

本当に限られた予算と限界のある行政の役割をカバーするのは、最終的にはこういうところも出てくる、一つの要件としてご検討いただくところが出てくるのかなというところもあります。

本当に先ほどから出ています社会教育の醸成とか、そういうところでも一番効果的な部分が多いんじゃないかなと思いますので、こういったところも片隅に置きつつ、ちょっと議論の一つでも踏まえていただければありがたいかなと思いますので、この点をちょっとお話しさせていただきました。ありがとうございます。

○網野会長 ありがとうございます。計画策定・推進部会、先ほど非常に熱く議論いただきましたが、このこととも関連するかと思います。これを踏まえておきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、報告事項に入りたいと思います。

東京都子供・子育て会議に設置されております、この計画策定・推進部会、それから幼保連携型認定こども園部会、この二つの部会での検討状況について、まず、事務局から報告していただきます。

そして、また、幼保連携型認定こども園部会の報告は、この後の本日の審議事項であり

ます新たな幼保連携型認定こども園の基準にかかわるものです。これは非常に急がれているものですが、この報告事項に引き続きまして、審議事項についてもあわせてこの場で説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○次世代育成支援担当課長 まず、計画策定・推進部会の検討状況について、資料3によりご報告させていただきます。

資料3の部会開催実績のとおり、第1回、第2回は計画の基本理念、施策の方向性、取組事項について、また、第3回は幼児期の学校教育・保育の充実、地域の子供・子育て支援の充実についてご検討いただきました。

また、第4回は、本日、この会議に先立ち開催し、妊娠期からの切れ目のない支援、次代を担う子供たちの教育・育成支援、子育てしやすい環境の整備についてご検討をいただきました。

部会における委員のご意見の骨子は、検討事項ごとにまとめております。

計画の理念については1ページから2ページ、計画の性格と基本的な考え方は3ページ、施策の方向性と取組事項については4ページ、以後、5ページ以下が具体的な取り組み事項についてまとめておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

簡単ではございますが、以上をもちまして、計画策定・推進部会のご報告にかえさせていただきます。

○調整担当課長 次に、幼保連携型認定こども園部会の検討状況についてのご報告と、これに引き続き、本日の審議事項である新たな幼保連携型認定こども園の基準についてご説明させていただきます。

私は、本会議の事務局を務めております生活文化局私学部調整担当課長の野口と申します。よろしくお願いたします。着席のまま、失礼させていただきます。

現行の幼保連携型認定こども園は、幼稚園及び保育所の認可をそれぞれ別々に取得し、認定こども園としての認定を受けるという仕組みのもとで設置をされております。

来年4月に予定されております子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼保連携型認定こども園は現行の仕組みを改め、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持ち、教育・保育を一体的に提供する単一の施設としての新たな認可基準を設けた上で、この認可基準を充足した場合に新たな幼保連携型認定こども園として認可されることとなります。

この都としての新たな認可基準について、9月に予定されている第3回都議会定例会に

基準条例案として付議し、議会による審議・議決をもって成立した場合、早ければ、来年4月に新しい認可基準に基づく新たな幼保連携型認定こども園として運営を開始する施設に適用してまいります。

来年4月に新たな幼保連携型認定こども園として運営を開始する予定の施設に対しては年度内に認可手続を完了させる必要があることから、9月に予定されている第3回都議会定例会に付議するものです。

さて、新たな幼保連携型認定こども園の都としての認可基準についてご議論いただくため、東京都子供・子育て会議の幼保連携型認定こども園部会では、第1回の会議を平成26年2月25日に、第2回の会議を平成26年6月6日に開催し、各委員からさまざまなご意見を頂戴いたしました。

また、各会議の開催に先立って、事務局から委員の皆様へ説明をさせていただきましたが、その際にも各委員から貴重なご意見を頂戴しております。

まず、第1回及び第2回の部会における検討状況について報告をさせていただきます。

各々の部会における検討状況については、資料4に記載してございますので、適宜、ご参照ください。

ここでは、各部会において論点となったところを中心に説明をさせていただきます。

資料5-1をご覧ください。

この資料は、新たな幼保連携型認定こども園の都として定める認可基準案のうち、部会において論点となった部分と、国が示している認可基準とは異なる基準を設けることを想定している部分について取りまとめたものです。

一番上の都の対応方針のところをご覧ください。

基本的な考え方ですが、国は新たな幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準をこの4月末に府省令として定めておりますが、都は現行の幼稚園・保育所・認定こども園の基準内容を踏まえ、国の府省令、国基準になりますけれども、部会においてこの国基準を適用することによる安全性及び教育・保育上の適否についてご議論をいただきました。

また、国基準と異なる基準を適用する場合は、合理的かつ具体的な理由を整理することを前提にいたしました。

なお、新たな幼保連携型認定こども園の認可基準として府省令では規定されず、今後、国の規則、通知等で整理される項目については、国の子ども・子育て会議における検討の結果を踏まえ、都における取扱いの方向性や留意点を整理することといたしました。

ここでは、部会において委員の皆様からとりわけ多くのご意見を頂戴したところ、それから、最後まで論点となったところについて説明をさせていただきます。

資料5-1の主な論点のうち、太い点線枠で囲みをしたところ、保育室等設置階数の部分です。

都の基準を定める上での前提となる国の基準ですが、国基準では、原則、保育室等は1階に設置することとされています。その上で、例外として、耐火建築物等で一定要件を満たす場合に保育室等の2階への設置が可能とし、さらに、満3歳未満児にかかる保育室等については、園舎が耐火建築物で、保育所で認められている待避設備等を備える場合に3階以上に設置が可能とされております。国が保育室の設置階について府省令で定めているのはここまでです。

さて、例外の三つ目をご覧ください。

これは屋上が園庭面積算入の対象となる場合という限定的な前提のもと、当該園庭面積算入の対象となった屋上と同一階、または上下1階の範囲内で、満3歳以上児の保育室等の設置を原則に対する例外的な取扱いとして認めるというものです。

この部分は府省令で規定されているものではございませんが、子供の興味や関心に基づき、自らの意志で園庭への行き来をしやすくするための教育的な観点からの配慮として、国の子ども・子育て会議の議論の中で検討されたものです。今後、国は、通知によりこの原則に対する例外的な取扱いを定める予定としております。

従いまして、新たな幼保連携型認定こども園の都の条例の規定の範囲には含まれませんけれども、今後、国が通知によってこの例外を定めてくることを見据えまして、幼保連携型認定こども園部会の中でも、都としてその取扱いをどうするか、ご意見を頂戴してまいりました。

繰り返しになりますけれども、本事項に関しては、まず、屋上が園庭面積算入の対象になるケースのみが該当してまいります。屋上が園庭の面積に算入されるためには、まず、六つの要件が必要になります。

恐れ入りますが、資料5-3をご覧ください。

資料を1枚おめくりいただきまして、表側、ナンバー1-2園庭のところをご覧ください。

ちょうど中段の●のところただし書きの規定がございます。「ただし、屋上は一定の要件を満たせば面積算入可」とするもので、この規定も国の府省令ではなく、通知、法令の

解釈や運用上の取扱いを示すものになりますが、この通知により、原則に対する例外として規定する予定となっております。

屋上を園庭の面積に算入する場合の要件ですが、矢印の下の点線囲いのところに①から⑥までの六つの要件を記載しております。

①耐火建築物であること、②教育・保育が効果的に実施できる環境であること、③屋上又は同一階に便所、水飲み場等を設置すること、④避難階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等、防災に留意すること、⑤地上の園庭と同様の環境が確保され、子供自らの意志で屋上の園庭と行き来できること、⑥屋上の園庭の位置は保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内であること、以上の六つの要件が規定されております。

このうち、要件①から要件④は安全確保、それから防災上の観点からの要件となっているのに対しまして、要件⑤、要件⑥は子供の教育上の観点から必要とされるものです。

このように子供の安全の確保及び防災上の対策がきちんにとられ、かつ教育上の観点から必要な要件を満たしたときに、初めて屋上を園庭の面積に算入されることが認められるというのが国の子ども・子育て会議における議論の結論となっております。

さて、説明を都の論点の方に戻します。

改めまして、今度は資料5-2をご覧ください。

ただいま説明をさせていただきました例外③のところですが、

例外③のところですが、資料右側の下になります。

屋上を園庭の面積に算入する場合、先ほどお話しした安全・防災及び子供の教育上の観点から求められる六つの要件を満たすことが前提になりますけれども、この場合、3歳以上児の保育室等を3階以上に設置することができるというものです。

これは、先ほどの繰り返しになりますけれども、国の子ども・子育て会議の議論の結果、認める方向でまとまっています。ただ、この例外③については府省令で規定されず、原則に対する例外的な取扱いとして、今後、国が通知によって定めるという予定でございます。

こうした動きを受けまして、都の幼保連携型認定こども園部会でも、国が通知によってこの例外的な取扱いを定めた場合、都としてどのように考えるべきかのご議論をいただきました。

第1回及び第2回の幼保連携型認定こども園部会を通じてになりますけれども、部会のご議論における主なご意見について紹介をいたします。

園庭・園舎の階数、保育室等の設置階については、国が示している新設の基準以上とす



るべきではないかというご意見です。

これは、首都直下型地震を始め、各種災害に対する防災・減災の必要性が高まってきている中、子供の生命、身体の安全・安心を確保する上で必要なことであり、保育室等の設置階数等に関する例外的措置については、国が示している基準を当初から採用するのは拙速ではないかというものです。

保育室等の設置階数に関する例外的な取扱いについては、都の幼保連携型認定こども園が、今後、教育・保育を提供するモデル的な施設類型となるよう、支援事業計画の計画期間に合わせた5年間を目途として、この期間の中で、安全・安心の保障に関する客観的、科学的な根拠を整えた上で採用すべきであるというものです。

一方で、東京、とりわけ区部では、地価が高く、広い土地の確保が困難であるという現状など、東京なりの特殊事情に配慮した基準とすべきであるというご意見ですとか、東京の中でも乳幼児の数が減少傾向にある地域があり、そうしたところでは、今後、幼稚園や保育所が残っていくために、モデル的な施設類型を目指した基準とするよりも、標準装備としての基準とした方が効果的な場合もあるといったご意見もございました。

また、例外③については、屋上が園庭の面積に算入された場合に初めて対象となるわけですが、屋上の園庭を地上と同等の自然環境が感じられるように工夫している施設もある、屋上の園庭で豊かな教育活動が展開されている事例もある、こうした現状を踏まえ、さらなる厳しい基準とならないような対応を望むというようなご意見も頂戴いたしました。

さらに、より高い基準に設定される方が利用者にとっては望ましいが、それによって幼保連携型認定こども園の認可を受けることが困難になる場合も出てくる。一方、例外的な取扱いを設ければ、その困難さが軽減される場合もある。

こうした両論がある中で、その両論を踏まえた上で、部会としてどのような基準を設定するのかを決めるべきではないか、こういったご意見もいただいております。

こうした委員の皆様から頂戴したご意見を踏まえまして、前回、6月6日に開催された第2回幼保連携型認定こども園部会では、部会長のもと、事務局にて改めて検討の作業を行うこととして終了いたしました。

これ以降は、部会長のご指導のもと、事務局にて改めて検討させていただいた部分を含めた基準案について説明をさせていただきます。

まず、最もご意見が出された保育室等の設置階数の規定については、柴崎部会長から、原則は原則としてきちんと定めること、その上で、原則に対する例外的な取扱いであるこ

とを明確にし、例外的な取扱いをする場合のプロセスを具体化するようご指示をいただきました。それを踏まえまして、保育室等の設置階数について、再度の検討を行いました。

資料5-2に戻らせていただきます。

新たな幼保連携型認定こども園の保育室等は1階に設置することを原則といたします。

ただし、東京の土地の確保の困難さなどの現状にも配慮が必要であることから、例外的な取扱いとして三つの例外を定めることとしました。

例外①は、保育室等を2階に設置できることとする場合です。

園舎が耐火建築物であり、必要な避難設備を設けることを要件といたします。

例外②は、3歳未満児の保育室等に限り、3階以上に設置できることとする場合です。

3歳未満児の保育の用に供するための保育室等に限定し、園舎が耐火建築物であり、必要な避難設備を設けることを要件といたします。

原則と例外①及び例外②は国の府省令でも定められている基準ですが、都の基準条例では、保育室等の設置は原則として1階とする、このことを規定し、例外的な取扱いとなる例外①、例外②については条例では規定せず、規則において定めることにより原則と例外をきちんと切り分けて規定する予定です。

例外③についてです。

再度の説明になりますけれども、この例外規定については、先ほど説明申し上げた六つの要件を充足し、屋上が園庭面積に算入された場合に初めて認められるものです。

屋上が保育室等と同じ階、または保育室等のある階数の上下1階の範囲内に位置する場合、3歳以上児に対する教育的な観点からの配慮により、3歳以上児の保育室等について、3階以上の設置を例外的に認めることとしますが、園舎が耐火建築物であり、必要な避難設備を設けることを要件といたします。

この部分について、国は府省令では規定せず、先ほどの繰り返しになりますけれども、今後、通知により示す予定としていることから、国から通知が出された場合都は3階以上の設置を例外的に認めることとするという提案になります。

都の基準条例案では、新たな幼保連携型認定こども園の保育室等は1階に設置することを原則とした上で、条例施行規則において例外①、例外②について例外的に認め、さらに例外③については、今後、国から通知が出された場合は、その通知に基づく例外的な取扱いとして認めることとする提案になります。

ただし、例外①から例外③を認めることにより、保育室等が2階以上に設置されるケー

スが出てくる可能性があることから、部会長からご指示のありましたとおり、例外的な取扱いをする場合のプロセスとして、次のように都の対応方針を定めることといたしました。

資料5-2の左下部分の都の対応方針案をご覧ください。

保育室等を2階以上に設置する場合には、避難の安全性に関する措置として、最下段の囲みにあります注書きのとおり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条で求められる設備要件を充足することを前提要件とした上で、さらに保育室等の設置が3階以上になる場合には、対応1及び対応2のとおり、都独自の安全管理にかかる対応を求め、これを充足することを求めてまいります。

対応1の都独自の安全管理に係る対応の内容ですが、施設の計画策定、それから、認可前の段階で消防計画、消防設備について、あらかじめ消防と確認を行うことといたします。

ここでいう消防計画には、火災だけでなく、地震等の各種災害の発生に備えた避難対策も含むことになります。また、施設開設後には避難・消火訓練の実施を求め、都としても、その内容を確認していきます。

なお、対応1……

○駒崎委員 時間が限られているので、多分、急い方がいいような気がします。もう30分説明されていっちゃうので、どうでしょうか。議論の時間がなくなっちゃうかなと思うんですけども。

○網野会長 ただ、かなり今は重要なポイントですので、できるだけ事務局は急いでいただいて、簡潔に、お願いいたします。

○調整担当課長 対応1の※にあるとおり、避難訓練については、現行でも月1回の実施を求めているところですが、避難訓練の実施においては、実施前に管轄消防署に実施計画を届け出るとともに、園によっては消防署立会いのもと、訓練も実施されています。

また、訓練の記録も一定期間保存することとなっており、行政が指導を行う際に確認するようにしています。

さらに、対応2についてですが、今後、国において保育室等を高層階に設置するに当たっての避難訓練実施の留意点と事前に検討すべき事項が通知される予定です。

この通知は、新たな幼保連携型認定こども園の基準に関する府省令等に係るものとして発出されるものとは別に、保育所における保育室等の高層階設置に当たり、安全性の確保に関する事項が出されるもので、この国の通知を踏まえ、施設の安全性の確保を求めてまいります。

○保育支援課長 保育支援課長の西尾でございます。私から補足を1点。

この対応につきましては、部会のご議論をいただいた後に新たにつけ加えたものでございます。

これから出る国の通知には、乳幼児の安全が確保されるような安全スペースの確保ですとか、避難訓練に係る事項の通知が出される予定であると、国の方からの情報を確認しています。

これに基づきまして、都は、今後、認可基準に係る事業者向けのガイドラインの作成を考えておまして、その中に、この通知を踏まえまして、安全性確保に係る内容をさらに盛り込んでいく予定でございます。さらに、低層階が望ましいというような強調すべき点についてもガイドラインで強調していきたいと考えております。

以上、資料5-2関係でございます。

○調整担当課長 すみません、もう一、二分で終了させていただきます。

恐れ入ります、資料5-1をご覧ください。

資料の下段、その他国基準と異なる想定的项目というところがございます。ここについてです。

保育室等の面積についての新設基準ですが、国基準では、乳児室について1.65㎡以上、ほふく室については3.3㎡以上とされているところを、現行の認定こども園条例の基準を適用し、乳児室、又は保育室を通じて一人当たり3.3㎡以上の面積を確保することといたします。

同じく、保育室等の面積についての移行特例ですが、国基準において、既存幼稚園は幼稚園基準の園舎面積を満たしていれば、居室ごとの保育室面積基準は問わないとしているところを、現行の認定こども園条例の基準を適用し、保育認定子どものみの時間帯において、児童一人当たり1.98㎡以上を確保することといたします。

教育・保育に従事する職員の資格については、国基準において、保育教諭は法施行後5年間は、幼稚園教諭、または保育士のいずれかの資格を有していればよいとされているところを、現行の認定こども園条例の基準を適用し、学級担任については幼稚園教諭であること、また、保育認定子どものみの時間帯は6割以上が保育士であることといたします。

調理室については、人数にかかわらず、必置といたします。

教育時間・保育時間等については、国の府省令での規定はないものの、国の子ども・子育て会議において、開園日数が日曜日、国民の祝休日を除いた日とし、一日の開園時間は

原則 11 時間とするという対応方針案が示されています。

新たな幼保連携型認定こども園でも保育認定の子どもの受け入れは必須となることを考慮し、都の基準でも、開園日数及び開所時間について、国の対応方針と同様に規定することといたします。ただし、保護者の就労の状況等、地域の実情に応じて定めるというただし書きもあわせて記載することといたします。

新たな幼保連携型認定こども園部会における検討状況報告及び基準案等の事務局からの説明は以上です。

なお、本日の審議事項に関連し、全国認定こども園協会から新制度における幼保連携型認定こども園の基準についての意見書が届いておりますため、参考に配付させていただいております。また、榊原委員からのご依頼により、幼稚園施設整備指針を配付させていただいております。

以上でございます。

○網野会長 はい。ありがとうございました。

先ほど委員からのご指摘もありましたように、事務局からの説明は非常に大事なことが多かったんですが、少し時間超過しておりますが、15分から20分はご意見をいただく時間を取りたいと思います。私の方のポイントのまとめとかも省略させていただきます。

それでは、早速、先ほど榊原委員を初め、意見書などもいただいているということもありますが、それらのことも含めて、どうかご意見をいただければ。よろしくお願いします。

榊原委員。

○榊原委員 ありがとうございます。私もこども園部会の方の議論に参加させていただいたんですが、2回目のときに実は出られなかったもので、意見書を提出させていただきました。

その中で、もうそれは配付されているものなので繰り返しません、安全面と教育環境という二つの面から、幼保連携型こども園の基準としてこれでふさわしくなるんでしょうかという懸念を指摘させていただきました。

その中で、こども園部会でも議論された中に、ほかにも懸念される声があったと私は聞いているんですけども、こういったような提案が改めてされていることを残念に思っています。

私は、保育運営の当事者ではない、幼児教育の運営の当事者ではないので、この間、間違った意見を言うてはいけないと思って、関係の方々に、二、三本記事が書けると思うぐ

らい取材をしました。

幼児教育・保育、また、こども園にかかわっておられる方々で、3階以上、何階でもいいという考えの方はお一人もおられませんでした。

国の議論をしたときにも私は参加していたので、国の方にも確認しました。

ここに、その国の基準に準じるということが再三出てくるんですけども、実は、国の議論というものがちょっと間違っただけで解釈されているのかなという気がしております。

というのは、国の議論がされたのは去年の秋です。去年の秋には、まだ保育室には外階段の設置という規定が残っている中で議論されました。

なので、当時の子供・子育て会議の委員の関係の方々に伺いましたが、当時はこんな園庭が屋上にあるような、一体、高層ビルの何階に設置されるかわからないような幼保連携型こども園ができるはずがないと関係者の方々は思っておられたそうです。が、その後、産業競争力会議の要請で外階段の設置の規定が撤廃されました。状況が変わっています。

なので、東京都がもしこういった基準をつくられるとしたら、国を超えて、新たに独自の責任でおつくりになるという、それだけの責任感を重大に持った上でお決めいただくということが必要であるということを確認させていただきたいというふうに思います。

それから、原則と例外規定の置き方なんですけれども、児童福祉の分野では、原則はこうけれども、例外規定が非常に拡大解釈されて低い方に水が流れるということがたびたび起きています。

端的に言えば、待機児童がそうです。児童福祉法上は待機児童は発生しないはずになっているのに、例外規定として認可保育所にかわるものを見つけられればそれでいいというところが拡大解釈されて、現在も2万人に及ぶような待機児童が毎年発生しているところなんです。

子供の関係の分野は低きに流れやすいということを私たちは考えた上で、この例外規定を極めて慎重に議論する必要がある。それが子供の発達そのものや命の安全にかかわるときには殊更であるというふうに考えていただきたいというふうに思います。

なので、これ以上言いませんが、最後の資料で今日添付してくださいました、認定こども園協会、こども園部会にも、子供・子育て会議にも、実は認定こども園協会の代表の方がどなたも入っていません。そういった場で私たちは認定こども園のことを決めようとしています。

認定こども園の方に伺いましたら、全国の自治体に出す意見書をちょうどまとめておら

れるときだったので、東京都にも提出していただきました。

ここに書いてあることを読んでいただければわかりますが、教育施設としての質の担保というところを、保育所をたくさん作って待機児童を解消するというこのために歪めないでほしいということをおっしゃっています。

では、教育施設の環境で担保されるべきことは何かというのが、この最後の幼稚園施設整備指針というところに書かれています。

自然との触れ合いがなぜ大切なのか、それが屋上で担保できるものなのか、それはこれを読んでいただければわかると思います。

例外中の例外として国で認めたものを、都は正面切って標準の基準として定めていこうとしているように見えてしまうこの状況でいいのかなというふうな不安が拭えないでいます。

○網野会長 よろしいですか。ありがとうございます。まず、この案についての疑問を含めて、ご意見をいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○清原委員 はい。ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

まず、二つの部会におかれましては、本当に濃密で熱心なご議論を重ねていただきまして、心から感謝いたします。

本日、まとめなければいけないのは幼保連携型認定こども園の認可基準についてだと認識しております。

そこで、今、榊原委員も再度問題提起されましたが、この間、幼保連携型認定こども園の部会では、子供たちの安全確保をどのように東京都の条件の中ですることができるかということで丁寧なご議論をしていただいたものと認識しています。

そこで、二つ申し上げますが、一つは、新設の場合の基準に関する個別論点についてですが、私も国の子ども・子育て会議でも一定の議論に加わってまいりましたが、皆様と同じように、何よりも子供たちの安全確保が第一と考えています。

そこで榊原委員もご議論に加わっていらして、ただいま、東京都は原則ではなくて例外を一般化しようとしているのではないかという印象を不安に思われ、問題提起されましたが、私は立場が自治体の仕事をさせていただいておりますので、むしろ、原則は1階だということをもまずは置かれていて、しかしながら、国での検討も踏まえて、仮に東京都で例外的な対応をするならば、随分厳しく対応の方針を定めておかなければ原則1階というのが揺らぐのではないかということで、随分、きめ細かく、むしろ厳しく対応の方針を整理され

ているように、先ほどの説明を伺っておりました。

ですからこそ、例外を説明する時間が長いので、印象として、何か、原則1階ではなくて2階、あるいは3階以上の場合の説明の細かさが、それを推奨しているように聞こえたとしたら、これは今後の取り組みの中で留意しなければいけないというふうには思いました。

私は、やはり「原則1階である」ということが明記されていること、しかしながら、幼保連携型認定こども園の部会では、かねても東京都の都市事情、土地の確保が厳しいとか、実際に高層の住宅に住んでいる親子も相対的に多い中で、いかに教育・保育の質を確保しつつ安全性の確保を実現していくかというときには、単に国の基準だけをそのままするのはなくて、むしろ、厳しい対応の方針を定めておかなければいけないということで、部会のご意見を反映されて、今日の資料5-2がまとめられたのではないかと思います。

すなわち、「計画策定段階で消防署との避難計画に関する協議が求められていること」、また、「協議内容の提出や避難・消火訓練の実施を条件に認めていくこと」、また、「3歳以上の場合、特例として3階以上の設置もあり得るかもしれないけれども、屋上園庭設置の特例についても、教育的にしっかりと子供の視点で配慮しなければ認めない」ということになっています。

従いまして、私としては、部会で重点的にご議論された「子供たちの安全確保」と「幼児教育と保育の質を確保する」という中で、象徴的にこの1階の原則を果たせないときの例外的なことについてきめ細かく整理されたものと思います。

従いまして、3階以上、あるいは2階でもいいのだというようなことを東京都は奨励しているのではなくて、都市事情に合わせて、むしろ原則1階だけでも、例外的なときにはこれだけ厳しく安全確保を求めていきますよということを重点的に説明していただくことで、少しでも子供たち及び保護者の不安が払拭できればというふうを考えております。

従いまして、本日示されました対応方針につきましては、相対的に建設的なものではないかと思いますし、1階が原則であるということをしつかりと表明していくことを提案したいと思います。

二つ目に、「既存施設からの移行における特例」についても申し上げたいと思います。

既存の幼稚園・保育所からの移行の場合、現在、適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するように努める前提として、「既存施設から現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められている幼稚園・保育所の基準の特例を下回らない制度



を基本とする」方向性が示されております。これは極めて重要なポイントだと思います。

また、「現行の幼保連携型認定こども園からの移行の場合には、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、認可基準において、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける」とされています。このことも、やはり移行するという上で必要な配慮だと思います。

ただ、これらはハードの整備における移行特例ですので、大都市圏の事情を考慮して、「確認制度を活用した移行状況の公表」が不可欠と考えます。

その上で、検証をしっかりととして、そして、例えば施行5年から10年の間にしっかりと検証に基づいた修正といいたいまいしょうか、そういうこともあり得るのではないかと思います。

最後に、今回の新制度への移行で一番影響を受けると想定される幼稚園の対応についても、幼稚園関係者がいるのに僭越でございますが、この間、市内の幼稚園経営者と今後のあり方について、試算、つまり試みの計算や、あるいはヒアリングを進めた中で、課題として市の立場で認識していることを申し上げ、対応をお願いしたいと思います。

一つ目は、「教育標準時間認定の子供にかかわる施設型給付の2階建て構造の2階部分の財源構成」です。

二つ目には、「在園児に向けて実施している預かり保育について、地域子供・子育て支援事業の一時預かりの1類型として、市町村の委託事業によって実施することができる」こととなりました。しかしながら、その「補助内容」がどういうものなのかということが明確にされなければならないと思います。

三つ目として、「上乗せ徴収や入園料等の扱い」についても、事業者、保護者への説明の中で質問が多く出されておまして、市からお答えするのには、現時点では苦慮している段階です。

四つ目に、「利用者負担のイメージ」についても示されたわけですが、教育標準時間の場合、現行の利用者負担の水準を基本として、現行の就園奨励費による保育料設定を考慮した設定ということになっています。

ところで、現在、国の就園奨励費の……。

○網野会長 大変恐れ入ります。簡潔にお願いします。

○清原委員 簡潔に。すみません、あと一言で。国の就園奨励費のほかに、都と区市町村によって、保護者補助が実施されています。その部分について対応しないと、新制度に移

行する園と引き続き私学助成を受ける園では利用者負担に差が出ることになります。

そのようなことのないように、これは東京都におかれてもご検討いただいていると思うのですが、「新制度の施設型給付に移行する幼稚園の保護者に対しても、引き続き、利用者負担の軽減策等を維持していただくこと」が必要になってくると思います。

結びに当たりまして、今後、予定どおり平成 27 年 4 月に移行するとなりますと、本当に準備の大詰めになっていると思います。

東京都でも、9月議会に提案されるということですが、多くの市区町村が9月に条例を提案されることになると思います。

従いまして、東京都子供・子育て会議でも、やはり一定の方向性を取りまとめる段階だと思いますので、本日の会議、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○網野会長 はい。ありがとうございました。

二つの両面からのご意見をいただきました。ほかに、いかがでしょうか。

○駒崎委員 保育事業者の立場から言わせていただきたいなと思います。

これは、3階以上に設置できるようにしようよというような話だと思うのですが、やっぱり首都直下型地震とかもありますから、そうしたときに、本当に子供の命を守るようにしなければいけないという意味においては、3階とか4階ぐらいまでということではないかと。例えば 22 階に設置して、避難用の設備があつて、消防署と話してちゃんと消火訓練すればいいですよという、さすがに地震の時は無理なんじゃないかというのはあるので、間を取ってではないですけども、少なくとも2階以上でもいいけれども、ある程度低層ぐらいにしておいて、10階、20階、30階とかでも作れちゃうよという今の例外の示し方というのは、もうちょっと何とかならないかなというふうには思います。

僕自身は保育事業者なのでいろんなところに作れた方がいいんですけども、ただ、やっぱり命を預かる仕事ですから、何かあつたときに、東日本大震災を踏まえた上で、「想定していませんでした」というのはもうなしだと思ふんですね。

本当にひどい震災があつたとしても、子供の命を死なせないというような配慮はやっぱり必要だと思うので、もうちょっと例外は絞った方がいいのかなというところで一意見でした。

○網野会長 はい。ありがとうございました。

○安念委員 何回も同じことを言っているんですが、ちょっといいですか。こんな簡単な

ことがわからないのかなと思うんだけど。

いいですか。建物の防災性能が決定的に重要なのであって、その上で、階数に何の意味がありますか。

東日本大震災のときと、阪神淡路大震災のときと、高層ビルが崩れて死んだ人いますか。

低層の建物が崩れて下敷きになった人は幾らでもいるんです。でも、高層ビルで死んだ人はいないんです。

私は、教育上、あるいは情操上の考慮から高層階よりも低層階の方がいいかもしれないという議論なら十分あり得ると思います。エビデンスはないと思うけれども、あり得ると思う。

しかし、安全性とか命を守るという意味では、建物の防災性能が決定的に重要なのであって、それを議論しないで階数を議論するなんて、私は完全にナンセンスだと思います。

それから、首都直下型地震のことについて、何か、親が迎えに来るから低層階とかおっしゃっている人もいたけれども、これも申し訳ないが、親もたくさん死にます、現に。迎えになんか来られません。

ロマンチックに物事を考えないでください。要するに、どっちがいいのか。ある一つの立場から、ある視点から見ると、どっちが、何が重要なのか。

いいですか、安全性に限定して言うならば、建物の防災性の方が問題なのであって、その上で、階数の問題というのは私はネグリジブルだと思います。

○入谷委員 すみません。お言葉を返すようで恐縮でございますけれども。

ただ、その場合には、前提として、低層階で耐震性能を具備しているのが一番いいんですよね。低層階で。

○安念委員 そうです。

○入谷委員 ですよ。ですから、低層階で耐震性を具備している施設をまず使うということであれば、高層階と比較すれば、低層階の方が安全度は高いですよ。

ですから、今、低層階での幼稚園・保育園でも耐震補強が進んでいますから、都のおかげさまで支援などがありまして、私立幼稚園でも8割を超えるところが、今、もう耐震補強が進んで、耐震性能を具備していると。保育園も、順次、整えられていくと思いますので、そういうことを考えるのであれば、まずは低層階で耐震性能を具備する施設を選ぶべきだと思います。

ただ、問題は、それでも間に合わない場合もあるのかもしれない。私もこれだけ価値観

が多様化した社会ですから、生活様式もライフスタイルも多様化しておりますし、就業形態も多様化している、そういうことを考えれば、小学校就学前教育・保育施設も多様であって基本的に私もいいと思いますが、問題は、いざ何かあったときの子供のトラウマだとか、PTSD、心的外傷後ストレス障害ですか、が起り得るような、たとえ建物が頑強であっても起り得るような危険性が上に行けば行くほど私は増していくと思いますので、それは同じ耐震性能を持った低層階の建物と高層階の建物を比べた場合ですよ、なので、そういうことを一生心の傷で残すような危険性は少しでも排除すべきだろうという観点から、ある意味では、榊原委員のご指摘は私は基本的には支持するものなのですが、先ほどから申し上げております、ただ、最終的には、これだけの方々がいらっしゃるわけですから、この会がまとまらなくてよければそれでいいんですけれども、最終的には、会議の意見を踏まえて部会長がおさめられて、最終的には東京都、行政当局の権限と責任で決定される流れだと思いますので、私は非常に不安は残るけれども、先ほど来のいろいろな観点から安全性能を極力担保していこうというご努力が正しいのであればそれを真っ向から否定するつもりではありませんが、ただ、ここに書いてあるようなことも含めて、先ほど三鷹の清原市長さんがおっしゃったように、やはり原則を大切にしてくださいということと、できれば、市長さんもおっしゃっていたように、5年後、10年後の検証の機会を今のうちから構築しておいていただければ、より安心感は増すのかなと思います。

以上です。

○網野会長 はい。ありがとうございます。どうぞ。

○成澤委員 文京区長の成澤でございます。事務局に1点だけ、確認させてください。

今の議論で、例外の例外は、条例ではなくてガイドラインで示すと。そのガイドラインに、仮にこのような基準の緩和をしたとして、合致していたとしても、設置場所の区市町村とのやりとりの中で、我々が、例えばその認定こども園をつくろうといったときに、事前にこの場所にこのような認定こども園ができますよという計画を地域住民にお示しして、そこでご理解をいただくようなさまざまなやりとりがありますよね。

そこでまとまらないということになって、区市町村がこの場所での設置は無理だというふうに判断した場合には、ガイドラインにどんなに合致していても、その場所に認定こども園は設置されないという理解でよろしいでしょうか。

○網野会長 この件について、今、お答えになられますか。

○調整担当課長 今、区長がおっしゃったとおりで結構でございます。

○成澤委員 結構です。

○網野会長 実は、予定の時間が近づいておりまして、恐れ入ります、ちょっと時間延長してよろしいでしょうか。

あと、できましたら、これらの意見を踏まえて、これまでまとめていただいた部会長からも、踏まえて、ご意見をいただきたいと思いますので、ぜひ、簡潔にポイントをよろしくをお願いします。

○入谷委員 今の設置階だけでなく、設置階以外の、その他の国基準と異なる想定の商品の件でもよろしいのでしょうか。

○網野会長 今、一番議論が伯仲している部分なのですが、ただ、確かに重要ですよね、これだけの議論ではなくて。できましたら、ポイントを。本当に申し訳ありません、急がせて申し訳ありませんが。

○入谷委員 できればお願いが。これも最終的には、東京都の権限と責任で決定されるということは前提で理解させていただいておりますので、それを確認するだけだということなのですが、資料5-1の最下段の教育時間・保育時間等の新設基準の明示の方法なのですが、今、私立幼稚園でも幼保連携型認定こども園に興味・関心を示されている園が、実は私ども執行部が想定していたよりも多くの方が興味・関心を示されております。

もちろん、その方々の何割程度の方が実際に検討するかはわかりませんが、そういうことを考えていった場合に、幼保連携型認定こども園を普及促進ということも一つの課題として考えていかないといけないということの中で、枠組みの中で、文脈の中で、この一番下の開園日数・開園時間をここまできつく、要するに、裏を返せば年間300日は開所しないとだめだよとか、これだけ働き方が多様化になっていても、毎日11時間は開所しないとだめですよということがあまりに前面に押し出されてしまうと参入の意欲をそぐことも考えられるので、できれば、この書きぶりはできるだけ抽象的な文言にしておいていただいて、施行規則等のところで触れていただくというようなことが、今からでも可能であればご検討いただきたい。

以上です。

○網野会長 はい。この件に関しては、原則としての開所時間の記載ということですが、十分、今のご意見を検討していただければと思います。

○調整担当課長 はい。ご意見を踏まえまして、検討してまいります。

○松田委員 ありがとうございます。こちらの部会には私も参加していなかったのですが、資

料などを見せていただいていたので、ちょっと難しいかもしれないんですが、最終的に、ずっと皆さんが子供の最善の利益ということを言ってずっと議論をしてきたと思っていますし、私もそう思って参加しています。

この例外なのということとは十分わかるということなんですが、つまり、大人の都合で仕方なくこうなったよねということ、みんなの自覚の上で決めたいということ、これを議事録に残したくて発言します。

大人の都合で決まりますということですよ、と私たちは親に伝えたいと思います。

以上です。

○溝口委員 すみません。先ほど、何階だというものなんですけれども、僕は、安念先生のご意見に賛同します。

テロだったら何階がいいんだとか、津波だったら何階がいいのと、これは不毛な議論だと思っております、ちょっと会長に確認したいんですけれども、今日の題名にありますように、これは検討事項と審議事項とどっちなんですかね。

今は審議になっているんですけれども、要は、今日は決めなければいけない問題なのかどうか教えてください。

○網野会長 はい。基準を東京都として定めることが非常に時期的にも、今、全国的にもそうなんです、定められている時期がどんどん迫ってきておまして、今日はこの案でいかにかということの審議をしていただいているプロセスです。

○溝口委員 ということは審議ということですよ、あくまでも検討ではなくて。

事務方に聞きましたら、検討も審議も一緒だと言っていましたので、違うことがわかりましたので。

実は、今、非日常の話をしていると思っております。国の委員の先生方もたくさんいらっしゃるから確認をしたいんですが、幼保連携型認定こども園では高い水準の教育・保育施設だということでお間違いないですね。

高い水準というのが、実際、私も高層階で保育をしたことがございません、ございませんので、先ほどのひきこもりだったり、社会をつくるという原因がそこにあると思いませんけれども、もしかしたら要因になることもあるんじゃないか。

要は、子供の育ちに影響するところがあるんじゃないかなと、今、非日常の論議をしているんじゃないかと、毎日の日常の論議をしなきゃならない。要するに、保育の内容であったり、教育の内容が実際にそこで担保できるのか。

いみじくも教育・保育要領が出てきたわけですね。あれがきちんとそこでできるのであれば、もしかしたら高層階という可能性もあるのかもしれませんが。

ただ、今日、それはとても決められないような問題だと思うものですから、先送りということは、これはできないのでしょうか。

非常に難しい問題で、多分、10年後、20年後、100年後に対して東京都がどんな箱をつくったかということになるような気がしているものですから、もちろん、避難階段とかそういったものも含めての論議になると思うのですが、実際の教育や保育という中身に関してもご論議をいただきけるような時間をつくっては無理なんでしょうか。

○網野会長 今日の課題は、本当に決めるということで臨んでおります。

それで、本当に今の意見、貴重な意見いろいろありますが、あくまでも東京のこのような事情を配慮した場合、私の表現が適切かどうかわかりませんが、例外中の例外というような趣旨が少し示されていたかと思いますが、できましたら、柴崎部会長に最終的にはいろいろ事務局と話し合っただけで方向をまとめていただきましたので、改めてこの点を伝えていただければと思います。

○柴崎委員 部会長を務めさせていただきました柴崎です。今も本当にいろんな立場からの議論があったように、前回も本当に時間を延長してかなりの議論をしてきました。でも、どれか一つにということはやっぱり無理だったんですね。

それで、最善の方策を、私の責任として、事務局と話し合っただけで、今日、審議、提案をするということで作っていただいたのが先ほどの5-2の資料なんです。先ほど説明していただきました。かなり細かく説明していただきました。

これを作る過程において私が要求したのは、満3歳以上の保育室等の設置も、本当に例外ですよ、例外的にもし認めざるを得ない場合には、一体、国だけじゃなくて、こちらの都の基準として何が大事かということで、教育的観点から求められる、ただ、屋上に庭があるということではなくて、やっぱり教育的観点からこの庭がそれなりの意味をなすだろうというような要件、それから、安全性の観点から避難用設備というものがちゃんと設置要件を満たしているかという、まず、この二つは原則としてしっかり保証されているということがあったわけです。

そして、例外的な取扱いとしては国の基準というものがありますから、それを参考にしながら都の基準を決めていこうということですね。

ただし、前回も言いましたように、ただ基準があつて、それに沿って作れば、では、認

めっちゃうのかという話ですよ。

前回の議論の中に、やっぱり子供が実際に使いこなせないような、それから、そういうパニックになったときに対応できないような、どんなに立派な施設であってもそれではだめじゃないかという議論がいっぱいあったので、それをこの中に入れさせていただいているわけです。

ですから、都として、さらなる安全性の向上を図るために、まずはやっぱり業者にしっかりと、ほかの都道府県とは違う、都独自のかなり厳しいノルマを課していこうと、それをちゃんと文書化して、基準化していこうというのは先ほど説明がありましたよね。

それから、もう一つは、実際に子供たちが、本来は1階では問題なかったんですけども、私はあまり高層階に実際にできるかどうかというのは疑問に思っていますけれども、実際に作られた場合にはそこから実際に逃げられるのかどうかということ避難訓練してもらえれば、時間がかかり過ぎる、あるいは子供たちが嫌がる、いろんなことが出てくると思うのです。それを消防署にちゃんとみてもらって、事業者にも報告してもらって、それでチェックしていこうじゃないかと。

そういう事実を検証しながら、いずれ、もし改めなければいけないんだったら、また、基準を変えなきゃいけないときも来るんじゃないかな、そういうような方針で話をして、それに沿って検討させていただいて、先ほどの報告になったわけです。

あくまでも、原則というのは原則ではないと言われてしまいますけれども、やっぱり原則は1階だと思うのです。

いろんなところでそれをPRしながら、選ぶ保育者が高層階じゃ嫌だとか、あるいは子供自身もそういうところ等に入りたくないだとかを自分たちでちゃんと判断できる、そういうことも、ちゃんとPRすればいいというふうに思います。

本当にこの議論というのは尽きないですよ。ただ、期限が決まっているということで、こういうものにさせていただきましたけれども、皆さんで今日審議していただけたらと思います。

私とすれば、子供の安全を最大限といいますか、できるだけ考えて、それを実際に消防署とかというような第三者に見てもらおうような方法を提案して、作っていただいたということを理解していただければ幸いです。

○網野会長 実は、私も部会にはオブザーバーとして参加しておりまして、本当にいろいろなお意見を聞かせていただきました。今日もその論点の中心部分はこの場でも出てきた



かと思えます。

あくまでも原則は1階なんだということは最初から説明の中にもありましたが、例外的ケースとしてということでの検討の中で、今、いろいろ部会長も出されたようなことも含めて、一つは本当に命とか安全性の確保の視点、それから、保育とか教育の観点、この二つの重要な点ですね。

特に後者に関しては、まさに子供の最善の利益という言葉がありました。このようなことについての論点、それらを踏まえた上で、第2回の部会の際は、私も最後を覚えておりますが、時期を考えた場合にまとめる必要がある、そこで部会長の案として出しているだけという流れがあったかと思えます。

そのようなことで今ご説明いただきましたが、先ほどご質問にもありましたように、全体的に国の方向も少しずつ出すタイミングが遅れておりますが、今回の例外の規定に関しても、国が、例えば高層階に関しての指定をどうするか、通知の予定もあるというお話もありました。

これらも踏まえて、全国的にこの条例とか規則等をもう定めなくてはいけない時期になっている。そこで、一定の結論を今日は出さなくてはならないということで、本日の本会議が持たれました。

さまざまな、とりわけ条件は本当に大丈夫なのかというふうなことがたくさんあったかと思えます。

先ほど、ある委員のご発言もありましたけれども、東京都が責任を持ってこの基準を決定して運用するということの重要性をかなり指摘されました。これは、言うまでもなく、本会議もかかわる責任だと思います。

今の部会長のお話の中にもありましたが、これをもってどんどん運用するというのではないことは誰もが確認していることだと思います。

その上では、マニュアルも作ったり、あるいは先ほどの質疑の中でもありましたような、本当に申請を認可するかどうかという段階でも相当今の議論は関係してくるかと思えます。これらのことを含めて、時期的に、今日決めなくてはならないという事情で本会議を開かせていただいております。

このような点から、都の条例を作っていく方針、全体としては、部会長の意向、それから、さまざまなご意見を踏まえて、この場でまずは了承していただいて条例として示す。

当然、常にフォローして見直すとか、あるいは、本当に申請に対してそれをどう適用す

のか、さらには、もし確かめていく中で問題があるようだったら、条例自体の内容の検討、再検討、あるいは改正なども当然含まれる方向かと思いますが、これらも含めまして、対応方針案全体につきましては、先ほどの事務局の説明、とりわけ資料5-2を踏まえた条例案、そして、幾つか、そのほかについても貴重なご意見をいただきましたが、それらを踏まえて、東京都として条例を示すということに対して、この案で全体会議として了承していただければと思います。

○榊原委員 取りまとめをなさる網野先生がこれでまとめるとおっしゃるんでしたら、私は意見だけを申し上げることにします。

尊敬申し上げます先生のお話ではありますが、自治体の首長の皆さんや都の方たちのお話を伺ってわかるのは、都市部の事情があるという点ですね。それは何か。保育所に困っているという話です。

保育所のために幼保連携型認定こども園をつくるのではないはずです。保育所は既に確かに5階や8階につくられた保育所もあります。そういった保育所の方々が「幼保連携型こども園」を名乗るのを認めるのでしょうか、どうするんですかということがここで問われていると思っています。

そういう保育所の中でも質の高いことをやってくさっている方たちは、保育所型こども園でやっていただくのでなぜ不都合なのかが、私は都の方にも伺ったんですが、説明いただけていない。

また、安念先生が建物の防災性能こそが大事だとおっしゃっておられます。そのとおりです。でも、それは、成人の大人の基準です。

手すりが高くて子供がつかめないということが、立派な高層ビルの中にある保育所の避難訓練を観察なさった建築の専門家の方のご指摘で、やはり保育室は上ではまずいとおっしゃっています。

こういったような懸念もある中で、東京都が見切り発車で基準をもうお決めになるというんでしたら、別途、きちんとした専門家の話も伺った上で、この基準はまだまだ大分乱暴だというふうに私には見えています。

こういった後付けの避難訓練、消火訓練を求めるだけではなくて、事前に、柴崎先生がおっしゃっていたような例外を認めるプロセス、つまり、例えば子供・子育て会議の方が上がってきて、例外中の例外としてこれを認めていいのかということかけるといような例えばプロセスであるとか、そういったような安全性、教育の環境を担保できるような

プロセスもきちんと検討していただくといったようなこともやっていただきたい。

そういった上で、例えば駒崎委員がおっしゃったような、少なくとも低層にというような大きな網をかけておくといったような検討、そういったようなことも、子供・子育て会議の方の委員の一人としてお願いしたいと思います。

○網野会長 清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。先ほど、文京区長の成澤委員が確認をされました。

すなわち、東京都でこのような基準を決められても、私たちもやはり市町村の現場として、何よりも子供たち、そして保護者の皆様が安全に安心して優れた保育・教育を受けていただく、その環境を保障する責務がございます。

従いまして、都市事情だけを強調して申し上げましたけれども、私たちとしては、原則を第一義的に考えます。

その上で、さまざまな諸事情がありますときに、例外とすればどうなのかということ、榊原委員を始め、部会の委員の皆様が重要な問題提起をしてくださったので、東京都としては、できる限りのきめ細かい条件を付した案を提案されたものと思っています。

従いまして、私としては、運用、実際の適用に当たりましては、やはり諸条件、階数だけではない、ほかの諸条件もしっかりと見極めていくということが重要でございますので、今回、私は第2回目ということで出てまいりまして、部会のプロセス全てをつまびらかに承知はしておりませんが、この段階で、今日この設置階のことだけが何か象徴的に重要に議論されたのですが、総合的に評価をし、責任を持って取組みをしていく責務を自治体と首長は持っておりますので、その辺は、榊原委員、私の言葉が足りなくて自治体の首長全体に不信感を増していただいたのなら申し訳ないので、それぞれの立場だけではなくて、共通したところで子供たちのために一緒に考えてきましたし、これからも考えていくという思いを共有していただければありがたいと思います。

自治体はきちんと責任を取らなければならないというふうに自覚しておりますので、その辺、よろしくをお願いします。

以上です。

○網野会長 特に、今、お二人の委員からお話がありまして、これで「はい、決まりました。スタート」ということでは全くないと本当に思います。

私もまさに学識経験者として参加しておりますが、非常に幾つもの幼保連携型認定こ

も園とも関わっておりますし、この分野では、かなりこれからの方向として重要な点として位置付けられるというふうに思っております。

何よりも、たびたび言っておりますが、子供の最善の利益ということを本当に考えない在り様というのは、必ずやどこかで齟齬をきたすことがあるかと思えます。

あくまでも、例外としてという場合でも、さらに、なお、詰めて、マニュアルの作成とか、あるいは東京都内の区市町村が実際に進める場合の状況全部を含めて、なお検討していくということがとても大事だということが確認されたと思えます。

これは十分私どもも踏まえながら、条例をこれで決めます、スタートしますということではない部分を本当に大切にしていきたいと思えます。

恐れ入ります、時間の予定が入っている方もおられたかと思えますが、本日のこの方向としては、条例ということで、都の対応方針については、私どもは今日の提案を了承しますということで、これは会長責任ですが、皆様のご同意をいただければと思えます。

○入谷委員 一つだけよろしいでしょうか。

○網野会長 はい。簡潔にお願いします。

○入谷委員 先ほど、榊原委員が、もしこれが成立して、実際の運用の場ですね、認可決定の際のこの審議会は、基本的にどういう構成で、今みたいなことも審議の対象になるということで理解してよろしいのでしょうか。

○網野会長 お願いします。

○保育支援課長 実際の認可の手続の中で、1件、1件審議会等に図って意見をお聞きするところが法令で定まっておりますので、具体的には、この子供・子育て会議の部会で、メンバーの皆様がどうなるかはわかりませんが、部会のメンバーかどうかはわかりませんが、会議を基本としたメンバーの方々、それから、出入りがあるかもしれませんけれども、その方々を視野に入れて、外部の意見を聞く機会がございます。

○調整担当課長 すみません、補足させていただきます。

基本的には、子供・子育て会議の幼保連携型認定こども園部会という中でご審議をしていただくというか、手続の段階でご審議いただくという形になります。調査事項としてそのようにやっていくということが法令で定められていますので、この機能の中でやっていくということで考えております。

○網野会長 よろしいでしょうか。

○駒崎委員 今のお話なんですけれども、でも、基本的に新制度においては、事業者が外

形条件を満たしていれば、自治体は認可しなければならないもので、今おっしゃった選定するみたいなプロセスって本当にあるんですか。

○保育支援課長 ご意見を聞くという、意見を聞く機会。意見をお聞きして、その上で。決定事項として、その会議が決定権を持つということではございません。

○網野会長 いろいろな知恵も東京都として考えながら、今のようなことを、本当に具体的な申請があった場合の内容等、むしろ事務局としては明日から考えていただきたいと思いますが、これらのこと全体を含めて、条例案として対応するということで提案させていただきます。

○村上委員 最後にちょっと1点。私はこの部会の委員ではありませんので、ここで今日初めて聞いたわけですが、本当にこの部会の方で、みんな、きちんとまとめられたのか、まだ議論が尽くされていないんじゃないかという印象が、今、この話を聞いて得たということでもあります。

それから、こういう重要なことが、審議会ということで今1時間ぐらいたっていますけれども、1時間という設定で本当にいいのかといった、今後のいろんなことを決めていく上でこういうやり方は僕はだめだと思います。きちんと議論し尽くしてやらないといけない。

それが本当に条例となっていくわけですから、このような、もう結論ありきというのか、時間ありきで決めるというのはよろしくないと思います。

以上です。

○網野会長 はい。非常に深く受けとめさせていただきます。事務局とも少しいろいろ検討しながら、部会長とも検討しながら、これだけの重要な課題ということをや重く受けとめて進めていきたいと思っています。

それでは、最終的には、この案を進めるということによろしいでしょうか。多数決を取るとかということではなくて、まさに会の方針としてということでご了承いただけますでしょうか。

よろしいですか。

やや静かな了承のされ方でございまして、これも十分重く受けとめたいと思います。

どうもご協力ありがとうございました。時間が30分近くオーバーしております。

それでは、この審議を終了いたしますが、もし、事務局から、補足も含めてございましたら、お願いします。

○次世代育成支援担当課長 はい。では、最後に、資料6によりまして、今後の検討スケジュール予定をお伝えさせていただきます。

先ほど、部会の委員の皆様には既にご案内しているとおりでございますが、次回の計画策定・推進部会は9月9日、また、10月10日の17時から全体会議と計画策定・推進部会を合同で開催しまして、教育・保育・地域の子供・子育て支援事業にかかる「量の見込み」と「確保方策」について、ご議論をいただきたいと考えております。委員の皆様におかれては、ご予約のほどお願いいたします。

また、その後の全体会議ですが、来年2月中旬を目途に開催する予定としておりまして、都の子供・子育て支援事業計画の案についてご議論いただきたいと考えております。それに向けて、計画策定・推進部会を10月以降、2回開催する予定です。日程については、別途、調整の上、改めてご連絡いたします。

なお、本日の資料についてですが、資料集のファイルと次世代行動計画等の冊子については、次回以降の会議で使用しますので、机の上に置いたままにしておいていただきますようお願いいたします。

また、本日配付しました資料については、お持ち帰りいただいて構いませんが、机の上に置いたままにしていただければ、後日、郵送させていただきます。よろしく願いいたします。

本日は、大変長時間にわたりまして、ご議論をどうもありがとうございました。

事務局からは、以上でございます。

○網野会長 今、最後にもお話がありました、本当に多くの委員の皆様には大変長時間ご審議いただきまして、熱心にご協力いただきまして、改めて感謝申し上げます。

それでは、本日の子供・子育て会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後7時28分閉会